

平成22年 第4回

教育委員会臨時会会議録

平成22年3月23日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2298号

平成22年第4回臨時会

日 時 平成22年3月23日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	南 條 弘 至
	委 員	澤 孝一郎
	委 員	半 田 吉 恵
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	伊藤 康博
	(庶務課長兼務)	
	学校施設計画担当課長	野澤 靖弘
	学務課長	新宮 弘章
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
	図書・文化財課長	森 信二
	指導室長	加藤 敦彦

「書記」	庶務課庶務係長	岡田 圭子
	庶務課庶務係	常盤 茂

「議題等」

日程第1 審議事項

- 議案第19号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 議案第20号 港区教育委員会文書管理規程の一部改正について
- 議案第21号 港区立学校文書管理規程の一部改正について
- 議案第22号 港区教育財産管理規則の一部改正について
- 議案第23号 港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について
- 議案第24号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について
- 議案第25号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について
- 議案第26号 朝日地区小中一貫教育校施設整備基本構想(案)について
- 議案第27号 港区社会教育委員会議規則の一部改正について

- 議案第 28 号 港区スポーツ運営協議会規則の一部改正について
- 議案第 29 号 港区立運動場条例施行規則の一部改正について
- 議案第 30 号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について
- 議案第 31 号 港区立みなと図書館処務規程の一部改正について
- 議案第 32 号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
- 議案第 33 号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部改正について

日程第 2 協議事項

- 1 港区学校情報安全対策基準の策定について

日程第 3 教育長報告事項

- 1 体験学習センターのあり方検討報告書について
- 2 港区青少年委員の委嘱について
- 3 港区体育指導委員の委嘱について
- 4 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（三田地域）の実績について
- 5 芝公園多目的運動場（アクアフィールド芝公園）の臨時休館について
- 6 港区体育協会の一般財団法人化について
- 7 指導主事の人事異動について
- 8 学力調査の実施について
- 9 土曜日授業の実施状況について
- 10 平成 22 年度港陽小中学校入学式の「お祝いの言葉」について

「開 会」

○小島委員長 定刻となりましたので、平成22年第4回港区教育委員会臨時会を開会いたします。
それでは日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は半田委員にお願いいたします。

第1 審議事項

1 議案第19号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

○小島委員長 まず、日程第1、審議事項。

議案第19号、「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」。庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、お手元の資料、教育委員会議案資料ナンバー1をご覧ください。港区教育委員会事務局組織規程の一部改正についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、平成22年度4月から組織改正等が行われます。それに伴って分掌事務等も一部変更になりますので、それを規定するものでございます。

まず、図書・文化財課。従来、図書係、視聴覚係、文化財係、庶務係がありますが、そのうち図書係と視聴覚係を、運営係、利用者支援係、学校支援担当の三つに改めるものでございます。それに伴って分掌事務もそれぞれの係、あるいは担当に整理してございます。

なお、図書・文化財課とは別に、教育政策担当に、従来、「特別支援教育の推進に関すること」という事務が規定されておりましたが、これは立ち上げから運用段階に入ったということで、教育政策担当からは削除させていただいております。

あわせまして、生涯学習推進課に規定されておりました「青少年団体育成に関すること」の実際の事務が現在区長部局に移管されておりますので、その部分を削除させていただいております。

以上、含めまして、平成22年4月1日から施行させていただくものでございます。説明は以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等はございますか。

○澤委員 特に図書・文化財課の、従来は図書係、視聴覚係、文化財係であった。文化財係という名称はそのまま残って、ほかの図書係と視聴覚係が、運営係、利用者支援係、学校支援担当ということなので、図書館のやっていただく機能がよりはっきりわかるようになったということですか。

○図書・文化財課長 図書館のことですので、私の方からお答えします。

澤委員ご指摘のとおり、図書館で実際に行うサービス機能といいますか、分担に応じてわかりやすく、あと、責任の所在を明らかにするため、今回このようにさせていただいたということでございます。特に学校支援ということで、今年は国民読書年でもございますので、学校の図書館と連携

を密にして、より子どもの読書活動を推進するという体制を強化させていただいたということでございます。

○小島委員長 子どもの読書支援というのは具体的にはどのようなことをやるのですか。

○図書・文化財課長 現在、学校図書館の方にはリーディング・アドバイザー・スタッフという方が配置されてございますけれども、そちらの方の業務——図書館の方は司書資格を持っている方が非常に大変おりますので、そういう方から、本の選び方ですとか、展示の仕方、あるいは読み聞かせの講習会とか、そういうことをやりながら支援をしたり、あとは、学校のお子さんの調べ学習のお手伝いをさせていただくということでございます。

○小島委員長 なかなかいい改革だと思います。

○澤委員 特に学校支援担当というと、そうか、図書館というのはちゃんと学校の支援もやってくれるのかということが分かりますね。

○小島委員長 今まで、余り関係ないという——そんなことを言うてはいけませんね。余計なことを言いました。

ほかに何かご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、議案第19号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 では、ご異議なきものと認め、議案第19号につきましては原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第20号 港区教育委員会文書管理規程の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第20号、「港区教育委員会文書管理規程の一部改正について」。庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、教育委員会議案資料ナンバー2をご覧ください。港区教育委員会文書管理規程の一部改正についてでございます。

今回の改正は、この4月から区長部局——従来、総合経営部であったものが企画経営部と総務部に分かれます。その関係で、従来の規程ですと、総合経営部と規定していたものを総務部に改めるものでございます。

ちなみに、この4月からの組織改正は、ほかに大きなものとして、環境リサイクル支援部という部が新しくできます。それから、従来部であった防災危機管理部が企画経営部の中の部内部のような位置づけ、いわゆる中二階的な位置づけになりまして、防災危機管理室になります。

主な組織改正は以上ですが、平成22年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等はございますでしょうか。

そのように、制度改正したことに伴う文言を改正するということですね。

○庶務課長 そのとおりでございます。

○小島委員長 それでは、よろしいですか。

議案第20号については原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、ご異議なきものと認め、議案第20号については原案どおり決することと決定いたしました。

3 議案第21号 港区立学校文書管理規程の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第21号、「港区立学校文書管理規程の一部改正について」。庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、教育委員会議案資料ナンバー3をご覧ください。港区立学校文書管理規程の一部改正についてでございますが、これは議案第20号と同じく、組織改正に伴い、従来の総合経営部を総務部に改めるものでございます。

施行はこの4月1日からでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○小島委員長 議案第21号についてもよろしいですか。

原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第21号については原案どおり可決することで決定いたしました。

4 議案第22号 港区教育財産管理規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第22号、「港区教育財産管理規則の一部改正について」。庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、教育委員会議案資料ナンバー4をご覧ください。港区教育財産管理規則の一部改正についてでございます。

これも、その前の案件と同じように、組織改正等に伴いまして、総合経営部長を総務部長に改めるものでございます。あわせて、一部文言整理をしております。3枚目になりますが、新旧対照表をご覧ください。第19条、第20条ですが、従来ですと、「教育長は、教育財産の用途変更しようとするときは」となっておりましたが、ここに助詞の「を」を加えて「用途変更をしようとするときは」に改正するものでございます。

同じく4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

これも原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第22号については原案どおり可決することと決定いたしました。

5 議案第23号 港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規程の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第23号、「港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規程の一部改正について」。庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、教育委員会議案資料ナンバー5をご覧ください。港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規程の一部改正についてでございます。

これは、さきに、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正案をご審議、議決いただいた際に、特別手当に関しては、上限額を従来の7,900円から5,900円に改める旨の改正をさせていただきます。今般の規則は、その上限5,900円の中の内訳として、給料の号給単位に細かく支給手当額を整理するものでございます。

甚だ簡単ですが、説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

この件につきましても、前の委員会で議論しているところですので、議案第23号については原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第23号については原案どおり決することと決定いたしました。

6 議案第24号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第24号、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について」。庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、青いスタンプの資料ナンバー6をご覧ください。港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。

今回の改正は2点ございます。

1点目は、従来、病気で長期にわたって休暇を取得する場合、その間も給料を払う、要するに有給の病気休暇期間を180日、約半年と定めてございましたが、これを半分の90日に改めるものでございます。

もう1点は、労働基準法の改正によりまして、月60時間を超える超過勤務が発生したときに、従来よりも割増の手当を払うという内容の条例改正を先般お願いいたしました。ここでは、月60時間の算定根拠として、労働基準法上では、法定週休日、法律で週休日を定めなければいけないことになっておりますけれども、それに当たる日は60時間の算定根拠から除外されますので、その関係の規程を整備させていただいております。

文言がたくさん並んでございますが、結論的にはそういった趣旨の改正ということでご理解いただければと思います。

付則でございます。資料ナンバー6の9ページをご覧ください。この規則は4月1日から施行いたします。

付則の2番目ですが、これは経過措置でございまして、先ほど180日から90日に有給の病気休暇期間を半減するとご説明しましたが、今年度中に取得している方については、従前の180日を適用するという経過措置でございます。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○澤委員 まず第1点目の病気休業の場合の有給が180日から90日になるということは、ある意味では待遇の改悪ということですが、この根拠は何なのですか。

○庶務課長 この有給の180日というのは、民間に比べればはるかに恵まれた環境にございまして、民間と比較して余りにも優遇され過ぎているのではないかといった意見が多く出されておりました。その関係もありまして、国は既に90日に改めてございます。

それから、東京都も同じく改めてございまして、23区の中ではこれまでに12区が既に90日に改めてございます。港区においても、やはりこういう批判を受けるのは好ましくないということで、従来の180日から90日に引き下げるものでございます。

○澤委員 わかりました。

○小島委員長 ほかに何かご質問ありますか。

○澤委員 もう1点いいですか。2番目の超過勤務時間というのですか、月60時間以上は割増をするということで、ただ、その60時間の中に土曜・日曜・祭日に働いた分は入らない、そういうことですか。

○庶務課長 労働基準法上は、1週間に1日休みを与えなければいけないという規定になってございます。これを法定週休日と言っております。労働基準法上は、それを日曜日に限定されていなくて、その日はいつ定めてもいいのですが、いずれにしても、1週間に1日休暇を与えなければいけない。これに当たるものを今回の規程の中に日曜日と規定させていただいておりますけれども、その日に勤務をしても、月に60時間の時間を算定する際の根拠には含めないよという趣旨でございます。

○澤委員 その考え方の、さっきの根拠ではないですけども、それは何なのですか。

○庶務課長 大変申しわけございません。現行の労働基準法はそのような規定のされ方をしてございまして、なぜ週休日をカウントしないかというのはちょっと明確にわからない面がありますけれども、趣旨としては、割増賃金を払う、超過勤務手当を払うということは、逆に、超過勤務そのものの縮減につながるというねらいがございまして、したがって、そういう趣旨からすると、もともと休みと規定されていた部分については、この算定根拠に入れてしまうと、いわば経営者から見れば二重の意味で有利になるのではないかといったような部分があって、その辺が多分考慮されたのだ

と思います。

○澤委員 なるほど。ありがとうございます。

○小島委員長 先ほどの180日から90日だったのですが、90日以上でも有給で休めるものがあるのではないですか。何か特別の……。

○庶務課長 給料として支給されるのは、この改正以降は90日に縮減されます。それを超えますと、休職となります。休職期間中は給料は支給されませんが、共済組合から8割相当の手当を別に1年半支給されます。

○小島委員長 昔よく結核とか、精神衛生法上の件などでもっと長く休めたのではという気がしましたが、あくまでも有給は90日で、それ以上も休めるけれども、それは今言った共済組合から出る、そういうシステムですか。

○庶務課長 90日を超えて休んだとしても、身分そのものは保証されます。この「病気休暇」の次に「病気休職」という制度がございますけれども、一定の期間は身分は保証されます。その間は、給料は出ないけれども、かわりに共済組合の方から手当が出る、こういう仕組みになっています。

○小島委員長 わかりました。

ほかに何かご質問ございますか。これはこの程度でよろしいですか。

議案第24号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、ご異議なきものと認め、議案第24号については原案どおり可決することに決定いたしました。

7 議案第25号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第25号、「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について」。庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、教育委員会議案資料ナンバー7をご覧ください。港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についてでございます。

これは、昨年、給与条例の改正をお願いした際に、21年度に適用される支給割合と22年度以降に支給される適用割合は異なりますというご説明をしております。その22年度以降の分についての規定の整備でございます。

資料にありますとおり、現行の規定では、6月においては100分の75、12月においては100分の70とありますけれども、両方とも100分の70に改め、管理職については100分の95とあったのを100分の90に改め、再任用職員の場合には、100分の35あるいは100分の45に改めるものでございます。

この規則は平成22年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○小島委員長 それぞれ若干減額するのですが、その理由は何でしたか。

○庶務課長 年間支給割合は4.15月と条例で決まっております。その6月と12月と翌年の3月、勤勉手当は6月と12月だけですが、支給される割合をどうするかということがございます。トータルは、期末・勤勉合わせて年間4.15月の範囲内になってございます。

○小島委員長 わかりました。

ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。これもよろしいですか。議案第25号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第25号につきましては原案どおり可決することと決定いたしました。

8 議案第26号 朝日地区小中一貫教育校施設整備基本構想(案)について

○小島委員長 続きまして、議案第26号、「朝日地区小中一貫教育校施設整備基本構想(案)について」。学校施設計画担当課長、お願いいたします。

○学校施設計画担当課長 それでは、お手元の教育委員会資料ナンバー8をご覧くださいませでしょうか。最初に簡単に経過をご説明申し上げます。

朝日中学校区は、小学校で言いますと、三光小学校、神応小学校をあわせた学区でございまして、この地域は児童・生徒の流出が著しいことが課題となっております。三光小学校、神応小学校、朝日中学校を母体としました朝日中学校共育(ともいく)の会というのを設けまして、小中学校の活性化について数年にわたって検討を進めてまいりました。この検討の成果といたしまして、平成20年9月になります。朝日中学校共育の会から小中一貫校設置の要望書が出されました。これは、同年9月30日開催の教育委員会においてご報告をしたものでございます。教育委員会事務局といたしましては、これを受けまして、現行の基本計画、教育振興プランにこの計画を位置づけまして、平成21年4月、朝日中学校共育の会を母体といたしまして、今回の整備基本構想策定委員会の母体になる小中一貫教育校の検討委員会を設置いたしました。こちらでは主にソフト的な検討を行っております。地元代表者を含めまして、総勢35名という大きな組織で検討を続けてまいりました。

さらに、この中で、小中一貫校の方向性、課題について検討を進めまして、これをもとに事業者選定のためのプロポーザルの課題を設定しております。このプロポーザルを経た後に、21年10月から今回ご提案いたします基本構想を策定する委員会を設置いたしました。この資料の最後でございますが、そのメンバーの名簿が掲載されております。二十数名のメンバーで検討してまいりました。検討の経過は、1枚戻っていただきますと、5回にわたってどのような内容を検討したかというのをまとめてございます。

それでは、表紙に戻っていただきまして、基本構想報告書(案)をご覧くださいませでしょうか。大きな構成といたしましては、1枚めくっていただきますと目次になっておりますが、6章構成となっております。第1章では、目的と位置づけを簡単にまとめております。この間の上位計画に相

当するものに児童・生徒一人ひとりに応じた教育をさらに推進していく、知育・徳育・体育の調和ある教育課程の連続性の確保、小・中学校の連携を強化するというようなことを目的としております。

1枚めくっていただきますと、第2章といたしまして、ページの下の方に朝日地区における小中一貫教育校のねらいを5点にわたって整理しております。これをベースに基本構想をまとめるという形をとっております。

次の3章は地区の概略でございます。

もう1枚めくっていただきまして5ページをご覧くださいませでしょうか。5ページ、6ページ、7ページに、ベースとなります学校づくりのソフト的なコンセプトを柱として3本立てしております。1番目が「学びの心を耕す学校」、2番目が「地域とともにある学校」、3番目が「地域環境と共生する学校、地球環境へ貢献する学校」でございます。こういったコンセプトをベースに、資料でいきますと8ページからになります。第5章から、この3本のコンセプトを受けたハード的なベースとなる部分を同じように3本の柱としてまとめております。「学びの心を喚起する生活・学習環境」、1枚めくっていただきまして、9ページでは「地域とともにある『開かれた学校』」、次の10ページでは「朝日地区ならではのエコ・スクール」という形で、こちらでハード的なコンセプトをまとめております。

これからさらに具体的なものとして、もう1枚おめくりいただきますと11ページ、それからもう1枚めくっていただきますと13ページに簡単な模式図がございますが、こういった形で施設の中を構成しながら、徐々に具体的な検討に入っていく。そのベースとなるような考え方をこちらの11、12、13ページでまとめております。

今後の予定でございますが、基本構想をご決定いただければ、早速新年度に入ってから次の段階でございます基本計画の作業を始めまして、具体的な実現可能性の検討といったものを含め、基本設計に入る前段の準備を進めていきたいと考えております。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。よろしくご検討の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

小中一貫校については、小中一貫校としての基本的な検討はさうとうこの委員会で何度もなされているわけで、それによってお台場地区の小中一貫校がこの4月1日から発足するわけですが、その朝日地区の件についてということです。

○澤委員 ちょっとよろしいですか。

今、小島委員長が言われたように、それから、野澤学校施設計画担当課長が言われたように、ソフト面はまた別にいろいろ検討していただいている、今回、そういう新しい一貫教育を朝日地区でやるに当たって、ハードをどうするかということで、ハードの理念といえますか、それをご説明いただいたわけです。いずれにしても、場所は朝日中学校の場所に新しい校舎を建てる。中身のラーニングセンターというのは、もう既に芝浦かどこかでやっていますね。

○学校施設計画担当課長 港南でもやっています。

○澤委員 港南でも。そうですか。そのような新しい考え方で今回の小中一貫校もつくるということですね。

このラーニングセンターがどう機能するかというところは、これから港南等で検証されていくわけですね。基本的には非常に興味深い考え方で、実際に実施するとなると、改善とか、その使い方とか、いろいろ課題は出てくるのでしょうかけれども。いずれにしても、朝日地区の小中一貫校については、今回の4月からスタートする港陽とは若干バックグラウンドが違って——港陽小中学校は、幼はちょっと切り離しておいて、港陽小学校、港陽中学校、1校1校しかないわけです。バックグラウンドとしてはやりやすい。だけれども、朝日地区は、小学校が2校あって、当然その小学校2校は1校になる。だから、朝日地区の小中一貫校を順調にスタートさせるためには、いわゆる従来の小学校の統廃合という面もどうしても考えていかなければいけない。そうすると、小学校としても二つの学校が一緒になって、その結果として保護者と子どもたち、地域にどれだけメリットがあるのかというところを強く訴えないと、またいろいろな意見等、あるいは難題が出てくる可能性がある。教育委員会としてできることはそのソフトを——港陽でスタートしますから、一貫校のよさというのをどうやって区民の皆様にアピールするか、PRするかが大切です。そういったことを踏まえて、朝日地区でスタートさせるときに、最後まで順調にいくためには、ぜひともこのハードというのも魅力のあるものにしていきたい。そういう意味では、今、説明してもらった施設整備の基本構想のことに關しては、教育委員会としては意欲的な内容だと思います。だから、ぜひとも次のステップとして基本計画に具体化する方向で、いいものをつくる方向でいってもらいたい。

○小島委員長 今、澤委員がおっしゃったのは、実質的統廃合のような面があるのではないかと、従前の統廃合からすると、いろいろな問題点が多かったのも、そこら辺を慎重にやらなくてはいけないというような趣旨だと思うのです。今回の場合は、どっちが優先、そういうのがなく、三光、神応が極めて対等の立場で、しかも場所も朝日中学校のところに校舎が建つという点からいって、どっちがどうというのはないという気はするのです。

○澤委員 今までの統廃合と違うのは、9年間の義務教育を見直すという大きな理念のもとに、学校をよくしようという方向ですから、委員長が言われている通りです。

○小島委員長 白金地区全体の向上・発展のために、中学校も含めて。

○澤委員 ただ、そういう理念がきちっとPRできるような内容と具体性というか、そういうものを持っていかないと、何が起こるか分からないという点があります。

○小島委員長 朝日地区小中一貫については、三光小学校と神応小学校の地域云々で若干の温度差がなきにしもあらずのような感じはないことはないもので、そこら辺が……。

○澤委員 それはあっても当然だと思うのです。

○小島委員長 澤委員が言うように、そこら辺は十分注意しながらやっていかななくてはいけないのかという気はしています。

○教育長 そういうご心配は当然だろうと思うのですけれども、ここの朝日地区の小中一貫校の学

校づくりというのは、教育委員会が主導で進めてきたことではないのですね。地元と学校が、共育（ともいく）懇談会等々の協議の中で、新しい学校が必要なのではないかと、新しい学校づくりが必要なのではないかと、そういういろいろな話の中からこの構想が生まれてきたわけです。ですから、地元町会長さんが連名で、こういう学校をつくってくださいということで、一昨年9月に要望書が教育委員会に提出されました。そこから公式的には朝日地区における小中一貫教育校、どのような学校ができるのだろうかということで、この構想づくりをスタートしてきたということですので、今までの学校づくりとは大きく異なります。我が港区としても初めてのケースということで、地元の期待も大変高いわけですので、この構想を今日これでお認めいただいた後に、また基本計画等々、具体策を今後も地域の皆さんのご意見を十分に吸い上げながら、基本計画、学校づくりを進めていくということですので、これは地元抜きには語れないという特色があります。

それから、ここでは直接言っていないのですけれども、そういう新しい学校のねらいがありますので、地域運営学校、地域の人たちが学校運営にも参画して学校づくりを進める、そういう一つのモデルケースにもなり得るということで、そっちの方からも新しい学校づくりに向けて協議をしていく。これは他の学校にも波及していくことで、公立学校ですから、地元の皆さん、OBの皆さんと一緒に学校運営をとともどもやっという考え方は大変重要ではないかと私も思っておりますので、また教育委員会の中でもそういった協議をしていきたいとは思っております。

○小島委員長 ほかに何かご意見等ございますか。

委員長が余りつまらないことを言ってしまうと申しわけないのですが、この朝日地区は従前から中学で私立へ行く生徒がかなり多い地域なのです。だから、ここで小中一貫のきちっとした、今まで以上の素晴らしい教育内容で、私がいつも言っている学力の向上を図るといふか、そういうものに向けてやっていただければ、今教育長がおっしゃったように、地域全体がこの朝日地区の小中一貫校を運営する、経営に携わる、それで中身も非常に充実する。来る生徒も半分ぐらい私立へ行ってしまいう地区なものですから、それがむしろ、素晴らしい地元の小中一貫校になるということで、こちらに大勢来ていただけるような立派な学校をつくりたいと。私自身、個人的にはそのように考えます。

細かいことを聞いて恐縮なのですが、朝日児童館の敷地をこの中に取り込むようですが、その後の児童館的な要素は、この校地内につくるのですか。それともどのような感じになるのでしょうか。

○学校施設計画担当課長 児童館自体は、高輪総合支所の隣に高輪子ども中高生プラザをつくっております。形式上は、数の上では移転という形になっておりますが、学校も子育て機能を一部担っておりますので、そういった中で取り組めるものは検討の過程で取り込んでいきます。児童館そのものを取り込むのは面積的には苦しいものですから、機能としてできるものは、放課後児童育成機能を中心として、それに肉づけするような形で検討していきたいと考えております。

○教育長 これは現状ここにありますよというだけなので。

○小島委員長 そうですね。敷地が入るとのことですね。

○教育政策担当課長 補足ですが、この一貫校整備に当たって、子育て支援機能をどこまで取り込

むかということについては、総合支所等を交えていろいろ協議をさせていただいております。現在、具体的に明らかになっているのは、学童クラブ機能を持つ放課GO→ですが、それ以外に、どこまで子育て支援機能を取り込めるか。これは次の段階で、この敷地全体の中にどれぐらいのボリュームが確保できるかということと密接な関係が出てきますので、その次の段階で改めて具体策について取り組みを進める手はずになってございます。

○小島委員長 細かいことで恐縮ですが、4ページの第3章の3-1の「敷地の現況」というところに、「グラウンド下を通る水道敷（一部道路敷内）の面積320.407㎡を含む」と書いてあるのですが、この図面でいうとどこら辺に水道敷があるのですか。それで、その水道敷の所有者はだれになるのでしょうか。

○学校施設計画担当課長 図面で申し上げますと2か所に分かれてしまうのですが、一つは、ちょっと小さくて見にくいのですが、地元をご存じの方はわかると思うのですが、グラウンドの北側にお寺さんがありまして、その間に道があるのですね。その道に沿った部分といいますか、その部分が沿道上一部学校の敷地に入ってそのようになっています。

もう一つは、図面でお示しするのは難しいのですが、この中に昔の川筋がございまして、それはまだ暗渠として流れています。生きている水路となっております。その一部が水道敷として、どちらも所有者は東京都の下水道局でございます。

それとは別に、実態の配管として、配管がまた別に動いております。それは私どもが下水道局にお貸ししている形で下水管が入っています。水の関係がございまして、東京都との関係が複雑になっております。

○小島委員長 その場合の下水道局の所有のはどういう経緯というか……。

○学校施設計画担当課長 今のところは財産上のやりとりで、貸したり、借ったり、お互いに使用許可を出すという形になっています。

○小島委員長 今後もそういう……。

○学校施設計画担当課長 整理できれば整理したいのですが、生きている水道敷の関係で、うまくできるかどうか、下水道局と交渉していきたいと思っています。

○小島委員長 あと、建物等の今後の話になるのですが、結構坂があったり、山があったり、低かったり、朝日は起伏に富んでいるのですが、どのようになるのですか。まあ、今後の話ですね。今日は早過ぎますか。

○学校施設計画担当課長 おっしゃるとおり、ここは高低差が12メートルを超えるような土地でございまして、次の課題としては、その土を動かしますとすごくお金がかかるものですから、それをいかにうまくおさめるかと。真っ平らにしていきますと、擁壁ばかりになってしまいまして、建物もさることながら、擁壁にお金がかかってしまうことになってきますので、その辺は工夫をしながら検討を進めたいと考えております。それで、日影規制があるものですから、建てる位置はかなり難しくなると思いますが、逆に、設計者の腕の見せどころかと。

○半田委員 先ほどから伺っていたとおり、朝日地区というのは、熱いというか、ほかの地域と比

べて一味違う地元への愛情というか、思いが温かいですし、深いということを感じます。いろいろな方のそういう夢というか、こういう学校があったらいいという気持ちのもとにこういう計画が進んできたのだというのが読み取れるのです。最後のページに、そこにかかわってこられた名簿があって、お名前を拝見するとなるほどという感じがいたしますが、このメンバーは今後も引き続き継続するのでしょうか。それとも年度によってまたチェンジしたり、加わったり、ふえたりということがあるのでしょうか。

○学校施設計画担当課長 先ほど簡単にご説明差し上げましたが、母体に、小中一貫教育校検討委員会というのがございまして、こちらは35、36名のメンバーがおりまして、こちらはそこから代表で出ていただくような形になると思います。教育長の説明にございましたように、これから運営の方にも入っていかねばいけないものですから、引き続きここはメンバーとして残っていただいて、計画から運営の方までできれば頑張っておいていこうと考えております。

○半田委員 本当はもっとたくさんいらっしゃる？

○学校施設計画担当課長 そうです。ここは代表の方にご参加をお願いしております。

○小島委員長 ほかに何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○澤委員 今日は盛りだくさんなので余り言うのと委員長に怒られてしまうのですけれども。

いずれにしても、港区教育委員会として小中一貫教育を今後も進めたい。世の中、必ずしも学歴社会ではなくなくなって、どこの大学に入ったかどうかということはどうでもいいというような、公式的にはそういう考えもあるわけですが、保護者の皆さんにとってはどこに入ったかということが一つ重要な評価になっています。具体的な数値を見ていないのですけれども、今年は、日比谷高校が日本を代表する東大に30名以上合格させている。要するに、都立高が受験という意味でも徐々に復権してきている。だから、都立高に行くことも、将来を考えると非常に未来がある。一ころは、都立高に行ったら現役で入れないとかで、みんな中学で私学。私学は高校からは余り採らないところが多くなってきたので。だけれども、流れがちょっと変わってきているのではないかと。港区の教育委員会としては、その流れをいち早く取り入れて、小中一貫教育をする中で、いい都立高に——「いい」とか「悪い」という表現はまた微妙なのですが——行って、将来大いに活躍してくださいというような大きな流れをつくれる。そういうバックグラウンドになってきている。いくら小中一貫校でやっても、都立高へ行ったらどうにもならないというような状況だと、やはり中学で私学へ行った方がいいのではないかというようになる。かつてそういうような状況があったような気がするのです。だから、うちとしてはちょうどいいタイミングで小中一貫を大いに進めていけるのではないかと思います。

○小島委員長 私は、小中学校の土曜講座の紹介をやって、保護者の皆様のご期待にこたえて、更にはいい高校に入れるようにと長年やってきたのですが、澤委員の方は、それは詰め込み主義だと。

○澤委員 今の話はまた時間があつたときにしましょう。

○小島委員長 私の意見に近づいてきましたよね。

この件はこの程度でよろしいでしょうか。

それでは、議案第26号につきましては、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第26号については原案どおり可決することに決定いたしました。

9 議案第27号 港区社会教育委員会議規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第27号、「港区社会教育委員会議規則の一部改正について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 教育委員会議案資料ナンバー9をご覧ください。社会教育委員の会議規則につきまして、これまで規定のなかった除斥規定を追加する改正でございます。

社会教育委員の会議は、社会教育に対してさまざまな助言をいただく審議会の役割を担っておりますけれども、社会教育法の中で、社会教育団体に補助金を出す場合には、社会教育委員の会議の意見を聞くという規定になってございます。ほかの審議会で、利害関係があるような事案につきましては、この委員は除斥をする規定がございしますが、これまで社会教育委員の会議につきましてはその除斥規定がございませんでした。そのため、第5条ということで除斥規定を追加するものでございます。

以上です。

○小島委員長 これは極めて当然というか、当たり前というようなことですが、具体的にはどのような場合にこのような問題が起こるのですか。そういうのは実際あったのでしょうか。

○生涯学習推進課長 社会教育委員の会議で、補助金の審査をするのが、今のところ2件でございします。PTAの自然体験交流事業とユネスコに対する補助金交付ということでご意見をうかがうということがございます。社会教育委員のメンバーは、その都度その都度変わりますけれども、例えばPTAであれば、PTAから社会教育委員になっていただいておりますし、小さい組織ですので、利害関係者が入るといった可能性がございしますので、この規定を設置しておきたいということでございます。

○小島委員長 わかりました。ただいまの説明に対してご意見等ございますか。よろしいですか。

では、議案第27号につきましては、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第27号については原案どおり可決することと決定いたしました。

10 議案第28号 港区スポーツ運営協議会規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第28号、「港区スポーツ運営協議会規則の一部改正について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、教育委員会議案資料ナンバー10をご覧ください。港区スポーツ

運営協議会規則の一部改正についてです。

スポーツ運営協議会につきましても、スポーツ振興に関する意見を聞く審議会の役割を担っております。こちらでも、社会体育団体に対する補助金の申請などに対しまして意見をいただくといった役割を担っております。社会教育委員の会と同様に、除外の規程を設けるとともに、これまでなかった議事に関する規定を1条追加をしてございます。第7条、第8条を追加いたすものでございます。よろしくお願いたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第28号については原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第28号については原案どおり可決することに決定いたしました。

11 議案第29号 港区立運動場条例施行規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第29号、「港区立運動場条例施行規則の一部改正について」。生涯学習推進課長、お願いたします。

○生涯学習推進課長 それでは、教育委員会議案資料ナンバー11をご覧ください。港区立運動場条例施行規則の一部改正についてです。この第1回定例会で港区立運動場条例の一部を改正いたしました。その改正に伴いまして施行規則を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。今回、運動場条例の改正が3点ございました。麻布運動場の野球場の休場期間を短縮すること、芝給水所公園運動場を照明料を減免することができる運動場に追加すること、芝浦南ふ頭公園運動広場の種別を改正することということで3点でございます。

新旧対照表でご覧いただきますと、まず第5条の第1項第3号でございますけれども、少年団体が使用する時の使用料、照明料の免除の部分に「港区立芝給水所公園運動場」を追加するものでございます。

それから、別表1、別表2の改正でございますが、次の別表1をご覧ください。これは種別です。芝浦南ふ頭公園運動広場の種別を改正する内容になってございます。「少年野球場」となっているところに「多目的運動場」を追加いたします。「少年サッカー場（フットサル場）」となっているところに「多目的運動場」というのを追加いたします。また、港区立赤坂弓道場につきましては、規定の不備を整備するものでございます。

裏面をご覧くださいますと、「国民の祝日」となっていたものを、正式な名称「国民の祝日に関する法律に定める休日」ということで規定を整備するものでございます。

また、別表2の別紙3（案）というのをご覧ください。これは、多目的運動場を利用できる団体の登録要件につきまして、これまで規定がなかったものを追加するものでございます。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

この案件の前に、運動場条例の改正ということで前に審議した部分の施行規則の改正ということでして、よろしいですか。

議案第29号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第29号については原案どおり可決することに決定いたしました。

12 議案第30号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第30号、「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について」。生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー12をご覧ください。運動場条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正についてです。題名が長くなってございますけれども、規則の本体ではなくて、その前に、この規則を改正した付則の部分の規定を改正する内容でございます。

新旧対照表をご覧ください。芝給水所公園運動場につきましては、照明料の免除規定を新たに追加するとご説明をさせていただきましたが、その前段で、近隣の皆様と芝給水所公園運動場の使用時間を延長することについてご同意をいただいております。現行のところをご覧くださいますと、「この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、同表港区立芝給水所公園運動場の項中『午前9時から午後8時まで』——これは本則の使用時間でございますが——「とあるのは、『午前10時から午後7時まで』とする」という規定になってございます。これを上段、改正案をご覧くださいますと、協議をいたしまして延びた分を改めるものでございます。平日は午前10時から午後8時まで、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に定める日につきましては、午前9時から午後8時までということで、夜間の部分は平日、土・日、祝日、全て8時までになります。ただ、開始時間につきましては、平日は今と同様に午前10時とするという規定にするものでございます。

平成22年4月1日から施行するというので改定をいたします。よろしく願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問がありますか。この件もこれはよろしいですか。

議案第30号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、ご異議なきものと認め、議案第30号については原案どおり可決することに決定いたしました。

13 議案第31号 港区立みなと図書館処務規程の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第31号、「港区立みなと図書館処務規程の一部改正について」。図書・文化財課長、お願いいたします。

○**図書・文化財課長** それでは、港区立みなと図書館処務規程の一部改正についてご説明いたします。冒頭、申しわけございませんが、誤植がございましたので訂正させていただきましてお詫びしたいと思います。最初のページの処務規程の「処」が「庶」になってございます。大変申しわけございません。以後こういうことのないようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

議案第19号で教育委員会事務局の組織規程のところでご審議いただいておりますが、本年の4月1日から図書・文化財課の組織を変更させていただきたいということで改正するものでございます。従来、図書係、視聴覚係としておりましたけれども、運用係、利用者支援係、学校支援担当という三つの担当に改めるということが改正の大きな趣旨でございます。目的といたしましては、今まで図書館資料の媒体ごと、図書と視聴覚資料と別々に分けていた担当制を、利用者へのサービス機能によってよりわかりやすく責任分担をしていくということでございます。

3枚おめくりいただきますと新旧対照表というのがございます。そちらをご覧くださいとどのように変えたかということがわかると思いますが、図書・文化財課、みなと図書館の中には、庶務係、図書係、視聴覚係、システム管理担当と、みなと図書館としては四つの係で運営をしております。現行の図書係を運営係という名前に変えてございます。

それから、裏面ですけれども、視聴覚係というのを利用者支援係と名前を変えまして、要するに、図書館を利用するのに情報アクセス困難者と申しますか、図書館で直接手にとって本を読んで資料に当たることがなかなか困難でいらっしゃる方の支援を基本的には対象に利用者支援係が行ってまいるということです。それから、従来、図書係が担当しておりました学校支援、あるいは子ども・児童に対するサービスについては、新たに学校支援担当という組織を設けまして、責任体制と役割分担を強化してまいりたいということでございます。

簡単でございますけれども、説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○**小島委員長** ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

○**澤委員** 基本的なことかと思うのですが、今の森図書・文化財課長の新旧対照表の2ページ目で、従来、視聴覚係というところの役割が書いてありますが、その1、2、3、4、5というのは、今度はどこになるのでしょうか。

○**図書・文化財課長** 大変失礼いたしました。運営係の方は、今まで「図書資料」という言い方をしていたのですが、新旧対照表の上で見ていただくと、「図書館資料」と言い方を変えてこちらが担当するということです。

○**澤委員** なるほど。わかりました。

○**小島委員長** ほかに何かご質問とか。

港区立図書館は5館あるのですが、この改正がみなと図書館だけというのは、どうしてですか。

○**図書・文化財課長** 他の館は既に指定管理者となっておりまして、職員を配置しておりませんので、処務規定を設けてございません。処務規定というのは、要するに港区の職員を配置している館

だけに及ぶものでございます。

○小島委員長 なるほど。わかりました。

ほかに何か。よろしいですか。

議案第31号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なしものと認め、議案第31号については原案どおり可決することに決しました。

14 議案第32号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第32号、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について」。指導室長、お願いいたします。

○指導室長 それでは、議案資料ナンバー14、議案第32号をご覧くださいと思います。港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。

改正の内容は主に3点です。1点目は、妊娠出産休暇の承認日数に係る特例措置を規定します。2点目は、特別休暇として新設する「育児参加休暇」について、承認期間、承認日数、承認方法に係る規定を整備します。3点目につきましては、先ほどご審議いただきました港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、日曜日等の勤務時間を超えた場合に支給する手当に対応するため、超過勤務命令簿を見直すという点でございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

初めに、第18条の1項につきましては、妊娠出産休暇の承認日数にかかわる特例措置に関する規定整備です。妊娠出産休暇は、基本的に妊娠中及び出産後を通じて16週以内の期間内において与えられる休暇でございます。通常は産前と産後で8週ずつ与えておりますが、現行では出産が予定日より遅れたことによりまして、産前に8週を超えて休養する必要がある場合には、16週間中において産後に8週間の休暇を与える必要があるため、産前の8週間を超えた期間については年次有給休暇もしくは病気休暇を取得しなければならないという状況でございました。今回の改正によりまして、出産が予定日より遅れた場合、当初予定した期間を超えた日数についても休暇を与えることとするため、第18条第1項にただし書きを加えるものでございます。

続いて、18条の3項ですけれども、「第1項」というのが現行で、「第1項本文」というのが改正案になります。これは、先ほどのただし書きのところを除く本文の部分に適用する条項であるということで、「第1項本文」という文言をつけ加えたものでございます。

続いて、第23条関係です。第23条の2につきましては、過日、2月9日の教育委員会におきましてご審議、ご決定いただきました育児参加休暇を加える規則改正を行うものでございます。その第1項は、育児参加休暇の目的を規定したものでございます。第2項は、その期間を示したもの

でございます。「男性職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する」と規定してございます。その中で、「ただし、男性職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある」——この「養育」というのは、就学前までの子となっておりますけれども——「養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する」となります。

第3項につきましては、取得単位の規定でございます。「1日を単位として5日以内で承認する」というものでございます。ただし書きにつきましては、1時間を単位として承認する場合の残日数が出てきた場合については、残日数全てを使用して承認することができるということを規定しているものでございます。

次に、第4項は、時間を単位として承認された休暇を日に換算する場合の規定でございます。

次、第5項は、証明書等の資料提出に関する規定でございます。

それから、第3号様式というのが「別紙のとおり」とありますけれども、この3号様式というのは、超過勤務命令簿の改正についてでございます。実質的に幼稚園教育職員は超過勤務ということがございませぬので、様式を改正するというだけでございます。

最後に、付則ですが、「この規則は、平成22年4月1日から施行する」ということと、今まで使っていた、現存するものがあつたら、所要の修正を加えてそれを続けて使用することができるというものをこの規定の2に設けたものです。

以上、簡単ですが、ご審議の上ご決定いただくようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

出産育児等の条例を前に審議しましたが、その一部施行規則ということですね。何かご質問ございますか。

○澤委員 子育てしやすい方向ということですね。

○小島委員長 それでは、議案第32号につきましては、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第32号については原案どおり可決することと決しました。

15 議案第33号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第33号、「港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部改正について」。指導室長、お願いいたします。

○指導室長 議案資料ナンバー15、議案第33号、港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部改正について、ご提案するものでございます。

改正の内容は、1時間単価の第一種基礎報酬の時間額の減額でございます。新旧対照表をご覧いただくと一目瞭然でおわかりになりますが、本規則は港区が費用を負担して任用しています区費講

師に関する規則で、東京都が必要を負担し任用する都費講師に関する都立学校等に勤務する講師に関する規則に準じて制定されたものでございます。今回の改正は、都の講師規則の一部が改正されましたので、それに合わせて常勤講師に関する第一種基礎報酬の一部改正を提案するものでございます。

別表第3に規定する第一種基礎報酬額の減額改定を行います。区費講師規則における第一種基礎報酬の時間額は、この都の基準に準じて改定を行っております。都の講師規則は平成22年1月1日施行で、常勤職員の給与改定に準じまして第一種基礎報酬の時間額を減額改定しました。区費講師規則もこれに準じて第一種の基礎報酬の時間額を都と同率で減額改定を提案いたします。都は、当初の勤務条件等の変更でございますので、事前に講師組合等に調整を行った上で年度途中で規則改正を行いましたけれども、港区の場合は、東京都のように講師組合はございませんので、減額改定は来年度当初からということで、現在利用する講師に対しては事前の了解は必要ないということでこの規定にしてございます。

具体的には、経験区分1から13まで分かれています中で、それぞれ時間単価が1,910円から1,900円、最後が2,910円から2,900円と、計算上していきますとみんな10円ずつ減額ということでございます。

なお、付則としまして、この規則は平成22年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等がありますか。

○澤委員 これは、世の中の民間の賃金にならってということですか。基本的な考え方は。

○指導室長 東京都の人事委員会勧告に伴いまして、たしか公民格差相当分が0.35%という数字が出ておりますので、例えば1番目の区分で言いますと、1,910円にその0.0035を掛けて出てくる数字だけ減額という計算上のものでございます。

○澤委員 ルールがそうだからしょうがないと思うのだけれども。

○小島委員長 民間との比較をしたのでしょうかけれども、講師の場合、民間の何と比較したのですか。

○庶務課長 私ども区の職員及び幼稚園教育職員は、人事院勧告によりまして、先ほど指導室長は0.0035というお話でしたが、もう少し広がって0.0038差になってございます。これと歩調を合わせるという趣旨でございます。

○小島委員長 私の言う趣旨は、多分、区費講師の方の時間の賃金というのはもともとやや恵まれていないのではないだろうかという頭で質問したのですけれども、そういうことではない？

○教育長 指導室長、この講師の人たちは、用途にもよるけれども、平均すると1日何時間ぐらい勤務していますか。

○指導室長 区費講師でいいますと、都合にもよりますし、また各学校で異なります。例えば中学校の都の講師ですと、中学校の教科の時間に入っていたり、あるいは特別支援学級であったりしますけれども、上限が26だったと思います。ですから、26を単純に5で割れば、1日5時間～6

時間になります。ただし、同一校には、そんなに多くの時間は勤務しません。

○教育長 区費と都費、違いますよね。区費の方がちょっと多かったのではないですか。

○指導室長 区費の場合は、例えば芝小の区費講師の場合ですと、6時間の5日間で30時間配置してございます。

○教育長 6時間ぐらいですと、一番安い人で、20日間勤務したとして月二十何万になるのですね。今、大卒の初任者が20万ぐらいですから、そういう意味では、ボーナスや何かのことを考えるとあれですけども、そう見れば、そこそこの金額的なものはあると。

○指導室長 この都費に対しての区費講師は、今教育長がおっしゃったように、ボーナスも出ますので、通常の少人数指導やコース別に入っている区費講師とは扱いが違いますので、その分、ボーナスも出て休暇もとれるというような条件もございますので、やむを得ない状況かと思えます。

○小島委員長 区費講師の人も、いい人材に集まっていたいただいて、子どもたちの教育の充実のために役立っていただいているのですが、ちょっと減額、減額というので……。だから、教育長のお話、かなりの給料をいただいているということなものですから。わかりました。

澤委員、何かございますか。

○澤委員 いえいえ、ルールとしてそういうことになるのでしょうから。

○小島委員長 議案第35号については原案どおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、ご異議なきものと認め、議案第33号については原案どおり可決することと決定いたしました。

日程第2 協議事項

1 港区学校情報安全対策基準の策定について

○小島委員長 それでは、日程第2の協議事項に移ります。

「港区学校情報安全対策基準の策定について」。学務課長、お願いいたします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー1、学校情報安全対策基準の策定について、ご覧いただきたいと思えます。

1の「目的」ですけれども、区立の幼稚園、小学校及び中学校で使用している教育のためのシステム、主にパソコンですとかプリンタになりますけれども、これにつきまして、故意、過失、故障及び災害の脅威から児童や生徒などの大切な情報を保護し、区民から信頼される学校を実現するための情報セキュリティ対策に関する行動指針、判断基準を定めるものです。

行政サービスの高度情報化というのは、今や、区民サービスの向上ですとか、効率の面から欠かせないものである一方、情報の改ざんですとか、漏えいを目的とする不正アクセス、あるいはコンピュータウイルスなどの危険もございます。現在、学校で保有しているパソコンですけれども、約2,300台でございます。これらの幼稚園、学校で使用している教育のためのパソコンにつきまして、今回、学校情報安全対策基準を設定し、学校における情報セキュリティ対策を安全なものに

していこうというものでございます。

資料の3「学校情報安全対策基準の位置付け」をご覧くださいと思います。区としての情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な考え方であります情報安全対策基本方針、図でいきますと、頂点に位置する部分ですけれども、この方針をまず港区として策定してございます。この方針に基づいて、その下の、情報セキュリティ対策に関する基準であります学校情報安全対策基準を今回策定いたしますけれども、現行では、港区で情報安全対策基準は既にご覧いただけますけれども、この安全対策基準では学校のパソコンは適用外となっております。このために今回策定するというところでございます。また、その下の「学校情報安全対策実施手順等」は、この基準を受けた形で各学校が具体的に実行するための手順を各学校で作成していただくという形になってございます。

裏面をご覧ください。体制概要図になっております。次のページから全10ページに「港区学校情報安全対策基準(案)」を載せてございますけれども、その主な部分をこちらの体制概要図にまとめたものでございます。

まず、情報セキュリティ対策を統括する最高責任者として教育長、そして、統括責任者を補佐する副統括責任者を教育委員会事務局次長としています。その下に、情報セキュリティ対策を実際に行う実施する者として学校システム運用管理者は学務課長、それと、情報セキュリティの啓発・研修を実施するものとして学校セキュリティ指導管理者、これは指導室長でございます。

以上のところが点線で枠囲みしてございますけれども、ここの部分が、一番上に書いてありますけれども、港区学校教育システムセキュリティ会議のメンバーになり、例えば学校情報安全対策基準の運用に関する事項ですとか、緊急時の措置、それからセキュリティの監査といったものをこの会議で決定してまいります。また、一番上の※印のところ、区政情報課長もセキュリティ会議のメンバーになってございます。全区的な立場から入るということでございます。

それから、その下の部分、各幼稚園・学校の長などが学校システム管理者、それから、その下、学校セキュリティ責任者となります。学校システム管理者は、各幼稚園・学校などで所管するパソコンなどの情報システムについて、園長・校長が適切な管理運営を行います。学校セキュリティ責任者ですけれども、これはそれぞれで所管する個人情報が必要でございますので、こういったものの情報資産のセキュリティを確保するために、運用状況の確認ですとか教職員等への啓発・研修を行います。

ここまで簡単にご説明してまいりましたけれども、学校情報安全対策基準というのは、情報セキュリティ対策を実施していく上での組織的な体制整備と、それぞれの責任者の責任、役割を明確にした、こういったところが主な内容になってございます。また、この基準のこの他の内容としましては、体制整備が一つですけれども、このほかの内容として、例えば教職員の責務として、学校情報安全対策基準を遵守します、それから、情報を職務上の目的だけに使用するという目的外使用の禁止、あるいはウイルス対策用ソフトによるウイルス検査の実施、あと、機器の保守の実施など、さまざまな決めごとを規定しております。基本的には、区の情報安全対策基準を教育委員会の学校版にしたというつくりになってございます。この基準を含めた情報セキュリティについての研修を

3月末に学校の校長・副校長を対象に、また、来年度には、全教職員を対象に実施する予定でございます。

簡単でございますが、説明は以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問等がございますでしょうか。

今まで区ではあったけれども、教育委員会のパソコンについては対象外だというお話があったと思うのです。教育委員会を対象外というのは、どういうことで対象外だったのでしょうか。

○学務課長 厳密に言うと、学校のパソコンが対象外という形で、教育委員会にある独自のシステムとかありますけれども、あれは区全体の基準の中に入っております。学校は学校現場でのパソコンの使い方が我々とは違いますので、統一的な基準からは外しますというつくりになっています。

○小島委員長 わかりました。

何かございますか。

○澤委員 今、コンピュータがなくては仕事ができない世の中になっていて、そのセキュリティをどうするかということはすごい重要なわけです。これは一人ひとりが注意しろと言うだけでは済まなくて、システムとしてきちっとセキュリティが守れるようなシステムになっているのかどうか。そういうシステムをつくったり何かするのは、区の場合にはどこかがやってくれているでしょうけれども、学校の場合にはどうなるのですか。どこかに委託する？

○学務課長 システムというのは、一つは、体制のシステムと、それから、今お聞きになられたのは……。

○澤委員 セキュリティを含めた、統一的な、パソコンのデータを守るとか、そういうソフトウェアというのか、そういうのはどうなのですか。

○学務課長 裏面の体制概要図のところで行きますと、システムの運用管理者というのは、統括的に学務課長になっておりますけれども、それぞれの学校で当然、パソコンの管理者というのが必要ですので、学校システム管理者、学校長がシステムの管理者、それからセキュリティの責任者となって管理していくわけですがけれども、例えば統一的なものはどうしようかというのは、実際、学務課で考えることになると思います。実際、来年度、USBを、我々、基本的に情報の外部持ち出しはできないので、フロッピーディスクの使用とかを禁止されているのですけれども、学校の先生方はどうしても教材を自宅のパソコンに取り込んだりとか、必要だというお話なので、今後も使いたいというご要望がありました。では、USBをどうするかという話になりますけれども、情報を取り出せるパソコンをまずは1台、あるいは2台に限定する。しかも、学校長がUSBを管理しますので、学校長の許可を得てUSBを学校長から預かって、まず情報の持ち出しをして、自宅で作った教材などを自分の教務用のパソコンに取り込む、こういったことをイメージしております。そのUSBも基本的に個人情報絶対持ち出し禁止になっておりますけれども、仮に紛失しても、今、暗号化のUSBというものがありますので、それを来年度システムとして取り込んで、二重のセキュリティ管理をしようとして今進めております。

○澤委員 そういうのもいいのですけれども、例えばパソコンに入る場合に、IDだとか、パスワ

ードとか、それから、その人の権限だとかどこまでデータを見られるとか、そういうパソコンの中の管理。ソフトをつくらなければいけないのではないですか。芝小学校は芝小学校、神応は神応と別々になってしまうのか、そうではなくて、統一的に、どこの学校へ行っても、そのIDとパスワードがあれば入れるようなことになるのか。その辺のところはどうするか。だれがどこでどうやってコンピュータの中のシステムを構築するのか。それはどうですか。

○教育政策担当課長 今の澤委員のお話ですが、学校に関しては、現在、学校全体を統括するようなネットワークは構築されておりません。そういったネットワークの構築の必要性、それから、それを構築にするに当たっては、今、澤委員ご指摘のように、セキュリティ、あるいは運用面の検討をしっかりとやっていかなければいけません、現状はまだできておりません。

○澤委員 そういうことですか。現状は個々の学校で閉じている。

○教育政策担当課長 そうです。ただ、学校単位で見れば、先生方がいわゆる校務を処理するためのパソコンが1人1台ございますので、これらを統括的に管理・運用する。それから、先ほど言ったように、どうしても情報をインターネットから取り込む等の必要がありますので、最低限、少なくともその学校単位でセキュリティを万全にしなければいけないということで、ウィルスチェックの更新であるとか、そういう仕組みは用意してまいります。それが来年度です。

○澤委員 なるほど。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。
それでは、この件についてはこの程度とさせていただきます。

日程第3 教育長報告事項

1 体験学習センターのあり方検討報告書について

○小島委員長 日程第3の報告事項に移ります。

まず、「体験学習センターのあり方検討報告書について」。教育政策担当課長、ご説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 旧鞆絵小学校の跡地に、気象庁との合築で、今、新教育センター整備等事業が進んでございますが、その新教育センターに新たに設置する予定の体験学習センターについて、あり方をまとめましたので、その報告でございます。

恐れ入りますが、5ページをご覧ください。体験学習センターの基本的性格で、ねらいといたしまして、「学校の学びの補充・展開の場」「子どもたちが理科・科学の楽しさを発見する場」「大人たちを理科・科学の世界へ誘う場」ということで、これらを合わせまして、6ページの一番下ですが、「生涯にわたり学び続けることの喜びを獲得できる場」というねらいを持った整備及び運営を考えてございます。

次の7ページ目でございますが、サイエンスコミュニケーション機能として、「港区民のサイエンス活動の交流の場」「港区内の科学教育関連施設の交流拠点」「港区内の企業・大学・NPOとの科学交流拠点」の三つを考えてございます。

9ページをご覧ください。ここは、新しく設ける体験学習センターがこういった機能を用意することを考えているかということです。まず、多目的視聴覚ホール。これは、プラネタリウムとしてドーム型のホールをつくります。それから、常設展示コーナー、多目的体験ホール、実験・工作室、この四つの機能を持ったセンターとして整備いたします。

次の10ページが展示・活動テーマです。全体テーマといたしましては、「まちに息づく科学」ということで、港区内に立地する都市型の体験学習拠点として、「まちに暮らす上での科学の発見」を主要なテーマに、さまざまな活動計画を考案しているということでございます。個別テーマは、その下にございますとおり3点を掲げてございます。

15ページをご覧ください。この活動プログラムはどういった開発をしていくか、その方向性を示したものでございます。「『経験（体験）』を重視したプログラム開発」、あるいは「『地域性』を重視したプログラム開発」ということで、次の16ページに「4つの活動プログラムの方向性」として示してございます。

24ページをお開きください。運営のあり方をどうするかということでございますが、このあり方の報告書では、まだ方向性をはっきり定めておりませんで、二つの考え方があるだろうということで、その二つを提示してございます。一つは、学校教育の支援。小・中学生の利用を最優先して、子どもたちの学習支援の拠点とするということでございます。もう一つは、いわゆる公の施設として位置づけ、区民一般に広く公開する。この二通りが考えられるのではないかとございまして、私どもといたしましては、この上の方、基本的には、学校教育の支援をする施設といった位置づけで運営ができればと考えてございます。もちろん、区民の方々への公開も当然いたしますが、優先的に考えるべきは学校教育の支援ではないかということで、そういった運営を考えますと、いわゆる公の施設として位置づけるのは難しいと考えてございます。ただし、まだ最終結論を出しておりません。

25ページ以降は、その運営に当たってのさまざまな工夫を考えるということで、区民ボランティアの組織化であるとか、計画段階からの区民の参加であるとか、あるいは気象科学館との連携といったものを視野に入れて具体的に考えていくということでございます。

大変雑駁でございますが、こういった形で報告書をまとめましたので、ご報告させていただきます。以上でございます。

○小島委員長 新しい教育センターでこういう体験学習センターが設けられて、学校支援並びに区民の皆様いろいろな寄与するということは大変結構なことだと思います。

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

気象庁からは、何か港区にサービスがあるのですか。

○教育政策担当課長 まだ具体的な形で気象庁と協議をしているわけではございませんが、常々から、せっかく気象庁の気象科学館がありますので、これと連携をしたい企画や展示、あるいは活動をしていこうということで双方合意はしてございます。

○小島委員長 わかりました。

○澤委員 今、委員長が言われたように、新しい教育センターの役割の中で、この体験学習センターというのはなかなか意欲的な試みだと思うのです。学校支援、あるいは公の施設というか、そういう位置づけで一般の区民の方に公開するかどうかはともかくとして、5ページ目に実験室・工作室とか、視聴覚ホールはいろいろ利用できると思います。一番メインのところの多目的体験ホール・常設展示コーナーというのは578㎡設置されるわけですが、これだけのものの機能を十分活用するためには人が要るのではないかと思うのですが、その辺は今後の課題ということですか。

○教育政策担当課長 今、澤委員がおっしゃるとおり、この運営を的確かつ有効にやっていくためには、区の職員、いってみれば素人が運営するのは困難だと考えてございます。したがって、現時点では、仮に公の施設として位置づけるのであれば指定管理者制度、公の施設と位置づけないのであれば、そこの部分だけ業務委託という形で、専門的な知識、ノウハウを持ったところをお願いをするのが一番妥当であろうと考えております。

○澤委員 どういうことを目指すかによって、この実験室とか工作室でどのようなものを準備するかとか、その辺もかなり違ってくると思うので、ぜひとも子どもたち、あるいは区民の皆さんの科学への啓蒙的ないいことができることを期待します。

○教育政策担当課長 これは、基本的なあり方というか、いわば基本構想に当たるものでございます。引き続きまして、来年度、基本設計に当たる建築計画等を具体的に検討してまとめていく組織をつくりたいと思います。学識経験者といいますか、特に学校の理科とか教科にも詳しい方の参加をいただく一方で、専門的な知識を持った業者の支援も得る中で、計画の策定をまいります。また、まとまりましたらご報告させていただきます。

○澤委員 よろしく申し上げます。

○小島委員長 学校教育並びに区民の皆様の生涯学習に非常に役に立つプランですので、ぜひ充実させていただきたいと思っております。

それでは、この点はこの程度にします。

2 港区青少年委員の委嘱について

○小島委員長 続きまして、「港区青少年委員の委嘱について」。生涯学習推進課長、ご説明願います。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー3をご覧ください。青少年委員の皆様方につきましては、20年、21年と活動をしていただきました。この3月31日をもって任期満了となりますので、次期の平成22年、23年度の青少年委員を4月に委嘱する必要があります。それぞれの地区をお願いをいたしまして推薦を上げていただいているところでございますけれども、直近の委員会ということで、現時点で固まっているものについてご報告をするものでございます。

本日お示しいたしました資料で、7番、8番、13番の網かけがしてあるところでございますけれども、こちらはまだ地域の方から候補者が上がっていないものでございます。それ以外の、お名前はありませんけれども、書類審査中というのは、ご推薦をいただいております、私どもの方で

現在手続を進めているところでございます。

以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問がございますでしょうか。特によろしいですか。

○南條委員 1点だけ。

審査中の方は大体いつぐらいに決定見込みですか。

○生涯学習推進課長 4月の委嘱に間に合うようにというところでございます。

○小島委員長 よろしいですか。

3 港区体育指導委員の委嘱について

○小島委員長 続きまして、「港区体育指導委員の委嘱について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー4をご覧ください。こちらは体育指導委員ということで、同じく22年、23年度で新たに委嘱をしております。今回、各地区からご推薦をいただきました25名についてご報告をさせていただくものでございます。

以上です。

○小島委員長 この点について何か質問等がございますか。

○南條委員 1点だけ。

これは、体育指導委員は定数は何名でしたか。

○生涯学習推進課長 規則では今60名になっております。

○南條委員 少ないですね。半分……。

○生涯学習推進課長 体育指導委員の規則では、定数は60名以内となっています。

○南條委員 以内ね。

○生涯学習推進課長 それで、私どもの方では一定の基準を設けてございます。その基準ですけれども、まず、各地区に最低2名ということをお願いをしております。また、人口が2万を超える地区については、5,000人についてプラス1名でご推薦をお願いしたいということで各地区にお願いをしておりますが、なかなか人が集まらないというか、推薦できない状態があるようでございます。ですので、今回、私どもでお願いをした定数ももし全部満ちることになりますと30名になる予定でございましたが、そこまでいっていないという状況でございます。

○南條委員 その推薦の基準といたしますか、もしくは推薦団体、母体、これに関しては、旧来どおり各地区において皆さん違うわけですね。

○生涯学習推進課長 体育指導委員につきましては、青少年対策地区委員会に対しまして推薦をお願いしているところでございます。また、体育協会の推薦枠というのも若干ございます。

○南條委員 そうか。両方だけになるわけですね。ありがとうございます。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

4 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（三田地域）の実績について

○小島委員長 続きまして、「港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（三田地域）の実績について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー5をご覧ください。前回の委員会でご報告をさせていただきましたが、3月7日日曜日に、三田中学校で港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベントを実施いたしました。口頭で、前回、延べ194名の参加があったというご報告をさせていただきましたが、その内訳を報告するものでございます。

以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますでしょうか。

○澤委員 結構たくさん参加していただいたんですね。延べ人数ですけども。

○小島委員長 そうですね。

○澤委員 新しい校庭でということですよ。

○生涯学習推進課長 校庭を予定していたのですが、当日は雨でしたので校庭は使えませんでした。ですので、この種目につきましては、メインの体育館とサブの体育館、それから地域開放型の会議室を使わせていただきまして実施したものでございます。

○澤委員 グラウンドが使えなかったんですね。

○生涯学習推進課長 はい。

○小島委員長 それでは、この件はこの程度とします。

5 芝公園多目的運動場（アクアフィールド芝公園）の臨時休館について

○小島委員長 続きまして、「芝公園多目的運動場（アクアフィールド芝公園）の臨時休館について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー6をご覧ください。芝公園多目的運動場（アクアフィールド芝公園）の開設期間の変更についてご報告申し上げます。

アクアフィールドにつきましては、プールを使わない時期は、そこにふたをしまして多目的運動場として使っているものでございます。プールの底板を上げてましてフットサル等で使っているところでございますが、プールの底板が耐久性やいろいろな問題がございまして、穴があくような事故がずっと続いております。今回、その材質を変えてまして全て取りかえる工事をさせていただきます。そのため、従来ですと、6月15日からお休みに入り、7月1日にプールとして開放いたしますけれども、6月いっぱいのお休みを、少しお休み期間を長く、切りかえの期間を長くさせていただきまして、全面取りかえの工事をさせていただきたいというものでございます。

ここににつきましては、利用の予約が4月1日からできるということで、早くに決定をしなければいけないということで、本日委員会にご報告をするものでございます。

以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

6月6日だったものが6月15日までかかるということですね。

○生涯学習推進課長 いいえ。

○小島委員長 すみません。もう1回お願いします。

○生涯学習推進課長 通常は6月15日までフットサル場として使えるのを6月6日までにして、それ以降は閉めますと。

○小島委員長 そうですか。すみませんでした。

○澤委員 これは、想定よりも早く故障が出て、もともと使った材料が悪かったか、強度が足りなかったということなのではないかと思うのですけれども、この修理の経費はどうなるのですか。

○生涯学習推進課長 広島の方の事業者ですけれども、そちらの負担で新しい材質を開発し、そして、そちらの費用で全面取りかえをするということ、そういった形になります。

○澤委員 そうですか。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

費用はそういう業者が全額持ってくれるのですか。そうですか。わかりました。

それでは、この件はこの程度とします。

6 港区体育協会の一般財団法人化について

○小島委員長 続きまして、「港区体育協会の一般財団法人化について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー7をご覧ください。港区体育協会の一般財団法人化についてです。

体育協会の法人化につきましては、大分前ですけれども、教育委員会の方には方向性としてご報告をしているものでございます。このたび、4月1日をもって法人となることが決定いたしましたので、ご報告をいたします。

任意団体の体育協会は3月31日をもって解散をし、新体育協会は4月1日に発足予定でございます。取得法人格につきましては、一般財団法人を取得します。一般財団法人を取得するに当たりましては、基本財産が必要ということでございますが、これは体育協会の方から、自分たちがためていたものをその元手にするということで、300万円を支出するというで聞いてございます。

以上です。

○小島委員長 体育協会の財団法人化については、前にも当委員会で審議が行われたと思っておりますけれども、何かご質問等はございますでしょうか。

○澤委員 委員長が言われたように、前に委員会の席でたしか説明をもらったのですけれども、これは、要するにK i s s ポート財団と、今度新たに体育協会が一般財団法人になるということになると、どういう関係になるのでしょうか。

○生涯学習推進課長 概要のところに書いてございますけれども、新しい法律が施行する前は、同一の区内に同じような目的を持った財団法人が二つ存在することができないという形でございますし

た。私ども港区におきましては、その当時、スポーツが入っていない「港区ふれあい文化健康財団」というところにスポーツの仕事をやっていただきたいという思いがありまして、当時、法人格を持っていた体育協会にお願いをして、体育協会が協力をするような形で財団法人の資格を廃止し、それをもってK i s s ポート財団にスポーツの権限が移譲されるということでもございました。

平成20年12月に施行された法律によりまして、同一の区内であっても、同じような目的を持った法人格があってもいいということになりましたので、財団法人K i s s ポート財団につきましては、4月1日をもって公益財団法人になると。そして、体育協会につきましては、公益ではなくて一般財団法人として法人格を取ると聞いてございます。

○澤委員 その形はいいのですけれども、スポーツ振興に関する事業を財団の事業として実施することになりましたということだったので、K i s s ポート財団から体育協会が分離するというとおかしいのですけれども、そうすると、K i s s ポート財団のスポーツ振興に関する事業というのはどういうことになるのかということなのですけれども。

○小島委員長 そろそろ時間の都合もあるので、簡単にご説明いただければ。

○生涯学習推進課長 港区と財団と体育協会それぞれ役割分担を決めてやりましょうということです。

○澤委員 なるほど。わかりました。

○小島委員長 澤委員、よろしいでしょうか。

7 指導主事の人事異動について

○小島委員長 続きまして、「指導主事の人事異動について」。指導室長、お願いいたします。

○指導室長 それでは、お手元の資料ナンバー8をご覧ください。統括指導主事、指導主事がそれぞれご覧のとおりのところへ昇任ということで、かわりに4月1日より新たな統括指導主事、指導主事が転任してまいります。

以上、ご報告です。よろしくお願いいたします。

○小島委員長 昇任ということで「おめでとうございます」ですね。新任地でのご活躍をお祈りいたします。

8 学力調査の実施について

○小島委員長 続きまして、「学力調査の実施について」。指導室長、お願いいたします。

○指導室長 資料ナンバー9をご覧ください。

学力調査の実施につきましては、国、都、区と三つの自治体が行っておりますけれども、変更点がありましたので、ご報告いたします。

まず、全国学力・学習状況調査につきましては、抽出校ということで、本区からは小学校2校、中学校1校が抽出されてございます。内容につきましては特に変わりません。なお、抽出校については今のところ公表はしておりませんので、ご理解いただければと思います。

それから、東京都の方は、今までは1月の後半にやっていたのですが、今度は秋ごろ、10月にやりまして、小学校5年生、中学校2年生、全校悉皆調査でございます。内容は、読み解く力に関する調査ということで、それまで問題解決能力を図る調査というのをやっていたのですが、それとも若干違いまして、特定の教科に絞らず、文章を読解する力、基礎的な読み解く力を見ていこうという調査でございます。

それから、小学校4年生と中学校1年生につきましては、これまで同様、抽出校で、本区では小学校3校、中学校2校が抽出されてございます。この内容につきましては、基礎的・基本的な事項に関する調査でございます。

区の方は、来年度も例年どおり実施する予定でございます。

以上です。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して何か質問はございますでしょうか。

国の全国学力・学習状況調査というのは、抽出校と書いてありますが、今まで全校でやっていたのではなかったですか。

○指導室長 今まで全校でやってございました。なお、抽出校以外の学校につきましては、そこに※で書いたように、希望利用ということで、それらの学校で調査問題はもちろん来る予定でございますので、教科、A・B等、学校の判断に基づいて活用していただく予定でございます。

○小島委員長 何かご質問等ございますか。

○半田委員 先ほどおっしゃいました読み解く力に関する調査の「教科にかかわらず」というのは、数学とか国語とかにかかわらずということですか。

○指導室長 これまでも、東京都は問題解決能力ということで、国・社・数・理・英と教科にかかわらず問題解決の力を把握する調査を行ってまいりました。それと同様に、この「読み解く」というのは、国語だけではなくて、数学であったり、理科であったり、社会であったり特定の教科ではないと聞いております。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

9 土曜日授業の実施状況について

○小島委員長 それでは、続きまして、「土曜日授業の実施状況について」。指導室長、お願いいたします。

○指導室長 資料ナンバー10をご覧いただければと思います。平成21年度、今年度の土曜授業の実施状況についてご報告するものでございます。なお、土曜日に授業を実施し、振替休業日を設けない日数ということで、そこに回数としまして、0回から、青山中学校の17回までお示しさせていただきました。今年度、0回の学校が、小学校、中学校それぞれ2校ずつございますけれども、来年度につきましては、全小・中学校で月1回程度ということで、前回、その他の項目でご報告させていただいたとおりでございます。

なお、幼稚園につきましては、赤羽幼稚園、南山幼稚園、白金台及び三光幼稚園がそれぞれの回

数で実施してございます。

主な内容は、そこに書いてございますような内容でございます。

以上、簡単ですけれども、ご報告をさせていただきます。

なお、別紙2枚目につけましたのは、区立小・中学校における土曜日の授業の実施につきまして、指導室から保護者・地域の皆様にお知らせをした通知の写しでございます。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して何かご質問等ございますでしょうか。

○澤委員 1の「土曜授業実施回数」というのは、土曜日に実施したところの回数ですか。

○小島委員長 「土曜日に授業を実施し、振替休業日を設けない日数」と。ここが入っているからちょっとわかりにくいのですが、土曜日に授業を実施して振替休業をした学校もあるのですか。

○指導室長 例えば運動会を土曜日に実施した場合、子どもの体力を考えたら、次の日はお休みになります。連続で月から土まで行っていますので、その土曜日の分を月曜日にお休みにしようといったことも「土曜日で実施」になりますが、それは除いているということです。土曜日午前中3時間、もしくは4時間実施して、その分、本当は休日ですが、実施した分、月曜日に振りかえませんよと。そういうのを1回とカウントした回数でございます。

○澤委員 なるほど。そういうカウントをすると、10回もやっているところと、17回というところもあり、すごい差があるんですね。

○小島委員長 ばらつきがある。

○指導室長 基本的に教育課程ですので、学校長が責任を持って判断して実施していくものだと思います。このような差になっています。あと、授業時数が足りているかどうかということも大きな要因となります。10回やっているところは、多分プラスアルファで相当やっていると判断できるのではないかと思います。

○教育長 簡単に説明します。

青山中学校の場合は、学力向上プランということで、前校長の際に、土曜日に区がやっている土曜特別講座をやらない週には教員が来て指導しているということで、これは独自に青山中学校でやっていた実績のことで17回と突出しています。

今年度からは、振りかえをしない土曜日を行うことについても話をしていたのですが、教育委員会として統一して何回やりなさいという指導はしなかった。でも、22年度からは、これでやると決めました。また、23年度から小学校では新しい学習指導要領に基づいて授業時数がまたふえるということからも、土曜日に授業をしないと足りないという状況になる。あるいは、月曜から金曜日までに7時間授業を何日もやらなければならないというようなことになると、これは子どもの負担がかなり多くなるということから、土曜日に正式に授業をすることにした。それが次の資料になっています。ですから、来年度22年度からはこういう表のばらつきはほとんどなくなってくるということです。

○小島委員長 わかりました。

ほかに何かご質問等ございますか。よろしいですか。

10 平成22年度港陽小中学校入学式の「お祝いの言葉」について

○小島委員長 続きまして、「平成22年度港陽小中学校入学式の『お祝いの言葉』について」。指導室長、ご説明をお願いいたします。

○指導室長 教育委員会資料ナンバー11をご覧ください。

港陽小中学校につきましては、4月7日ということで両方一緒にやります。また、小学生、中学生一緒ということで、各小学校、中学校の入学式とは若干言葉を変え、プラスしてございます。

前半のところ、「港区で初めての小中一貫教育校お台場学園として生まれたばかりの学校です」ということと、一緒に学んでいきますよ、生活していきますよということと、あと、真ん中の三つ目の大きな段落の中で、「このお台場学園では、今まで以上に、小学生と中学生と一緒に生活し、学習に取り組む機会が増えます」と。また、「お兄さん、お姉さんの姿をお手本にして過ごし、中学生は、小学生があこがれるような上級生として活躍してほしい」と、そのような流れを入れました。

それから、後ろの方では、「港区の小中一貫教育校の魁として、義務教育9年間を見通した独自のカリキュラムに基づいた教育を行い、学力の向上はもとより、学ぶ意欲にあふれた、心身ともに健やかな子どもを育成してまいります」ということを特につけ加えてございます。

以上、簡単ですけれども、報告といたします。

○小島委員長 小学校1年生と中学校1年生と一緒にあいさつをするのは大変だと言えば大変ですよ。一つ目と二つ目がね。

何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。——これはいつまでに確定しなくてはいけないのでしょうか。今日あたり確定ですか？

○指導室長 また気がついたことがございましたらお願いします。

○小島委員長 いつまでというのを言ってもらった方が……。本当は今日までぐらいなのでしょう？

○指導室長 では、今週中にお願いします。

○小島委員長 では、何かご意見がございましたら、今週中に指導室の方へファクスないし電話でお願いいたします。

「閉会」

○小島委員長 それでは、本日の予定案件はこれをもって終了しますが、ほかに何かございますか。なければ、これをもって閉会といたします。

次回は4月1日木曜日、午前11時30分からの予定です。

なお、本日午後、港南小学校の視察を予定しております。午後1時30分までに正面玄関前に集合していただくようお願いいたします。

なお、私の教育委員長としての議事の進行は今日が最後になります。この1年間、皆様にご協力

いただきまして大過なく議事運営ができました。大変ありがとうございました。

それでは、午後1時30分、正面玄関にお集まりください。

(午後0時04分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小 島 洋 祐

港区教育委員会委員 半 田 吉 恵